

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六一〇）の一部を次のように改正する。

様式第三号の表面中

氏 名	性別	男・女	氏 名
-----	----	-----	-----

の

に改める。

様式第四号の表面中

年 月 日交付」を「年 月 日

交付」に

氏 名	性別	男・女	氏 名
-----	----	-----	-----

「を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」

を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」に改め、同様式の裏面中「齋」を「齋」に「齋」を「齋」に「齋」に改める。

様式第五号の表面中

氏 名	男・女	氏 名
-----	-----	-----

に改める。

様式第六号中

氏 名	性別	男・女	氏 名
-----	----	-----	-----

に改める。

様式第十一号の表面中

氏 名	性別	男・女	氏 名
-----	----	-----	-----

氏 名

「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」

「を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」に改め、同様の裏面中「齧」を「齧」に、「齧」を「齧」に、「齧」を「齧」に、「齧」を「齧」に、「齧」を「齧」に改める。

様式第十二号の表面及び様式第十三号中

甲	乙	男・女
---	---	-----

を

甲	乙
---	---

に改める。

様式第二十号、様式第二十号の二の表面及び様式第二十号の三の表面中

甲	乙
---	---

性別

男・女

を

甲	乙
---	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。